



公益社団法人日本金属学会 刊行事業拡充賛助寄付規程

(目的)

第1条 この法人の刊行事業を拡充するために、その目的に賛同し、事業を賛助する団体からの寄付を受け、公正かつ適切に運用及び使用するために、理事会及び社員総会の決議により、この規程を定める。

(寄付の募集)

第2条 この法人は、この法人の会報及びホームページに寄付の募集記事を掲載し、金属及びその関連材料に関係する団体に文書で寄付を直接、募集することができる。
2 寄付は強要してはならない。

(寄付の使途)

第3条 この寄付による使途は、刊行事業の拡充に限る。

(寄付の管理、運用及び使用)

第4条 この規程に基づく寄付を管理するため、「刊行事業拡充賛助寄付資金」(以下寄付資金という。)を設立する。
2 寄付資金は、指定正味財産として管理しなければならない。
3 寄付資金は、元本を保証する預貯金及び投資有価証券他によって運用する。
4 刊行事業の拡充に必要な費用は、寄付資金の運用益及び取崩しにより充当する。

(寄付の運営)

第5条 この寄付は、関係する業務執行理事が運営する。

(会計)

第6条 この寄付に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。
2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び収支決算書に記載する。
3 寄付資金の残高は、この法人の貸借対照表及び財産目録に記載する。

(寄付結果の公開と閲覧)

第7条 寄付結果は公開しなければならない。
2 前項の公開は、第6条に記載する会計書類及びこの法人の事業報告に概要を記載し、これらの書類の公開をもって、代えることができる。
3 寄付をした法人名は、この法人の事務所で閲覧に供する。

(刊行事業拡充の内容)

第8条 この寄付の使途は、次の各号による。
(1) 会報刊行事業の拡充
(2) 和文誌刊行事業の拡充
(3) 欧文誌刊行事業の拡充
(4) 学術図書類刊行事業の拡充

(理事会の関与)

第9条 この規程に疑義が生じた場合は、理事会で協議する。

(規程の改廃)

第10条 この規程を変更する場合は、理事会及び社員総会の決議を要する。

附則

平成24年10月5日 制定

平成26年12月5日 最新改訂